リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる早期の開業と全線同時開業を促進するための税制措置の新設について

三重県・奈良県

リニア中央新幹線の三重・奈良ルートによる早期の開業と全線 同時開業を促進するための税制措置の新設について

国にお願いすること

「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の新設について

- 税制改正案を税制調査会などで御検討いただきたい。
- JR東海の検討の用に供していただくため、国の考え方として提案していただきたい。
- さらに必要ならば、特別立法措置を講じていただきたい。

内容と効果

1 早期の環境影響評価実施による路線確定

- (1) 三重県駅・「奈良市附近」駅を早期に確定し、「駅着工」を実施できるよう措置されたい。
- (2) 名古屋・大阪間においてルートや中間駅の位置が早期に確定するよう、早急に環境影響評価の手続きが着手され路線が確定されるよう、国において調整されたい。
- (3) 路線は、リダンダンシーの観点から、平成23年5月に決定された整備計画通り、東海道 新幹線とできる限り離した「奈良市附近」を経過地とした三重・奈良ルートとされたい。
- ◆ 名古屋・大阪間は、道路、鉄道とも並行した形態で使用されているため、リダンダンシーの 観点に立った整備が必要



2 全線同時開業促進のための税制措置

三重・奈良ルートによる全線同時開業を促進するためには、JR東海に財務負担を極力かけることなく、建設が事実上先行して実施されることが望ましい。

そのため、建設に係る土地取得と土砂処分に大きな責任が生じる通過地域の県が円滑な事業の促進のため、先行して事業を行える仕組みが必要である。

◆ リダンダンシー路線全線同時開業促進税制の効果

(1)相当事前に工事を行うことにより、工事規模を平準化できる。



(2) 県が先行して建設プロセスに入ることにより、土砂の処分と経費を節約し、かつ、土砂を有効に利用することができる。











● 御提案する「リダンダンシー路線全線同時開業促進税制」の仕組み

並行する新幹線収益の一部をリダン ダンシー効果のある路線整備のため に寄附・積立て

法人税の損金算入の特例措置が必要(税制改正)

県では、寄附金と県追加負担額でトンネル工事を実施

(場合によっては工事促進のための 民間からも寄附金導入も可)



県の工事にあたっては専門技術力のあるJR東海の指導監督が必要



工事箇所を特定するために路線 の環境影響評価を早急に実施 する必要

県は県内通過分のトンネルからの排出土砂を全量買い取り別途処分 (民間等が地元での土砂処分案を提案するのも可)

トンネル完成部分は順次JR東海に譲渡、 JR東海は資産を償却資産に計上



不動産取得税非課税など既存の税制措置を適用



取得時に償却資産としての認定が必要